

## 第100号議案

ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例  
ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（延滞金）

第11条 管理者は、負担金の納付義務者が納期限後に当該負担金を納付する場  
合においては、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日  
数に応じ、当該納付金額が2,000円以上（1,000円未満の端数がある  
ときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該納付金額につき年14.5  
パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、  
年7.25パーセント）の割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数  
があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する延滞金額を加算して徴収  
するものとする。ただし、延滞金額が1,000円未満であるときは、この限  
りでない。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 4 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年  
7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基  
準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条  
第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した  
割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満  
たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつて  
はその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算し  
た割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合  
に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パー  
セントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例  
の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、  
同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年11月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。